

令和3年第4回長南町議会定例会

議事日程(第4号)

令和3年12月13日(月曜日)午後2時開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 1 号 長南町行政手続等に係る押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第 3 議案第 2 号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第 3 号 財産の無償貸付につき議決を求めるについて

日程第 5 議案第 4 号 令和3年度長南町一般会計補正予算(第5号)について

日程第 6 議案第 5 号 工事請負契約の締結について

日程第 7 議案第 6 号 令和3年度長南町一般会計補正予算(第6号)について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	宮	崎	裕	一	君	2番	林	義	博	君	
3番	河	野	康	二郎	君	4番	岩	瀬	康	陽	君
5番	御	園	生	明	君	6番	松	野	唱	平	君
7番	森	川	剛	典	君	8番	大	倉	正	幸	君
9番	板	倉	正	勝	君	10番	加	藤	喜	男	君
11番	丸	島	な	か	君	12番	和	田	和	夫	君
13番	松	崎	剛	忠	君						

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野	貞夫	君	教育長	糸井	仁志	君
総務課長	三十尾	成弘	君	企画政策課長	田中	英司	君
財政課長	江澤	卓哉	君	税務住民課長	長谷	英樹	君
福祉課長	仁茂田	宏子	君	健康保険課長	河野	勉	君

産業振興課長 石川和良君 農地保全課長 高徳一博君
建設環境課長 唐鎌伸康君 ガス課長 今関裕司君
学校教育課長 川野博文君 学校教育課主幹 村杉有君
生涯学習課長 風間俊人君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 今井隆幸 書記 山本裕貴
書記 関本和磨

○議長（松野唱平君） 皆さん、こんにちは。

本日が最終日となりますので、よろしくお願ひいたします。

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和3年第4回長南町議会定例会第7日目の会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第1、諸般の報告をします。

本日、町長から追加議案2件が提出され、これに伴い、本日議会運営委員会を開催し、議事日程の取扱いについて審査を行った結果、追加議案は本日の議事日程とすることに決定しましたので、報告します。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第2、議案第1号 長南町行政手続等に係る押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

なお、質問者及び答弁者は自席にて着座で発言するようお願いいたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 印鑑の押印をなくしていくというのは合理的で非常によいことだと思うのですが、ちょっと疑問点があるのでお聞きいたします。

高齢になると代筆を頼まれることもあるのですが、本人が書かない場合は印鑑がいるのかという確認と、最近は電子署名も出てきておりますが、本町では対応できるのか、あるいは対応準備を進めているとか、その辺の状況について、2点伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） まず1点目の代筆の関係でございますが、記名につきましては、署名以外の方法ということでゴム印ですとか印刷、代筆が含まれております。署名ということになりますと、ご本人が自筆で氏名を手書きするということになりますので、署名と記載されている場合については代筆では駄目だということになります。

2点目の電子署名でございますが、まずシステムからの構築が必要になります。その関係で、今後のデジタル化と合わせまして、検討して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 1点目の署名は代筆は駄目ということですけれども、署名できない場合もあると思うんですね。その場合はどうなつかと。それから、電子署名については速やかに進めていただきたいと要望しておきます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） いろんな場合があると思うんですが、今、建前論で申し上げていて申し訳ないんですが、規則上はそうなっておりませんので、その都度具体的なものについては回答させていただきたいと思います。

以上です。

[「了解、対応できるということなんでしょう。分かりました」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） ほかに質問はございますか。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 今まで、現行は印鑑の印という字があつて印を押さなくてはいけなかつたんですけども、これは何の目的で印があつたというふうに考えたらいいのかというのと、先ほどの署名の問題がありますが、今回4様式の署名と印というのがあつて、印がなくなつたから署名が残ると、さつきの話と同じですけれども、誰が書いても記名だからいいですよねということだけれども、何でこの署名だけ1個残つたのか、この署名を削つちやうか、反対に全部署名を入れた方がいいんじゃないかなと、印鑑がなくなる代わりに。思いましたがいかが考えますかということと、今回はこの4様式ですけれども、町にはいろんな様式が多分あると思いますけれども、その辺の関係は、ほかの様式がないのか、あるのか。あった場合にどうなるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） まず1点目の印ということは、なぜ記載されているのかということになろうかと思いますが、これにつきましては、従前からのこういう様式になっていたという回答しかできません。

あと、なぜ署名を残したのかということになりますが、そもそも今回の押印省略につきましては、印を削るということで、規定等に定めのないこの4条例について印の部分を削らせていただいております。したがいまして、この4つの中の職員の宣誓については、元の書式に署名と押印ということで記載になっておりますので、それは残したものでございます。印というものだけ見直しを行つて削つたということでお願いいたします。

あと、残りの様式ということになろうかと思いますが、条例につきましては見直しを行つた結果この4本が必要なくなり、残りについては必要だということで印が残っております。また、ほかには規則、要綱などで申請書、届出等に必要な印がございますが、それにつきましては年度末までに各担当課のほうで調整して省略で

きるものは省略していくという流れになっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 最後の件は分かりました。条例の関係でこの4様式ということで、ほかはまだ残るということのようですが、印鑑が残っていたからそのまま、あつたからという話ですけれども、要は本人、印鑑がどのくらい効力があるかは別として実印を押すわけではないでしょうから、本人という証拠がどのくらいあるかということでちょっと疑問というか、不安といいますか、印だけ削るからいいんだということではなくて、やっぱり本人がそれを書いた、署名したということが大事ですから、今回に合わせていないところには署名を加える、反対に署名を加えて印を削るということのほうがいいんじゃないかなと思いましたんで、これは意見として述べておくにとどめます。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号 長南町行政手続等に係る押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第3、議案第2号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） これがどうも、ちょっと理解が私も悪いので教えていただきたいのですが、条例だと40万4,000円が40万8,000円に改めてあると、あと1万6,000円、1万2,000円と書いてあるのですが、これを見て

みると、参考例とか他のところ、総額で42万円給付される中でという中での内訳だと思うんですが、これは実質給付者がもらえるのかなど、掛金というのは産科医療補償制度のためのものじゃないですか。だからこのお金はそういう医療機関が受け取るのか、それとも個人が立て替えたものを払うのか。要するに、実質個人の受け取りが増えているか増えていないか、それがよく分からないので、ちょっとそこの説明をお願いいたします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君）　産科医療補償制度の掛金の関係なんですけれども、この産科医療補償制度の掛金というのは1分娩当たり1万2,000円を分娩機関、産科医さんのはうで日本医療機能評価機構という運営組織のほうに支払います。

この機構は、この掛金を全国の分娩機関からいただいたお金をプールしまして、民間の保険を活用する中で、出産時に事故が起った際に産まれてくる赤ちゃんが脳性麻痺になった場合に、その児と家族に3,000万円の補償をするというような掛金となっておりまして、ご本人さん、家族の方がお金を払うというのではなくて産科医さんがその機構に払うと、それでその産科医さんが払う1万2,000円に関しても、出産するときに妊婦さんがその産科医さんに来たときに申請をしていただくと、その産科医さんは分娩機関と直接契約、直接支払制度といいまして、産科医さんの分娩機関が国保連のはうに出産にかかるお金を請求をして、そのお金が産科医さんのはうに入ってるということで、出産される方が一時的に四十数万円のお金がなくても出産ができるというような形になります。

それで、その1万2,000円の払ったお金というのは、最初から、例えば国保の場合ですと国民健康保険中の加算金ということで1万2,000円が国保連のはうに支払われますので、その産科医さん自体も最終的には産科医さんが1万2,000円を払うのではなくて、保険者が1万2,000円を、掛金を払っているというふうな形になりますので、家族ですとかご本人さんがそのお金を払うとか、そういうことはありません。

○議長（松野唱平君）　7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君）　ということで、直接払込み制度、この辺は皆さん知っているかどうかというのはまた次に聞きますけれども、だから直接払ってしまうけれども、だから本人負担というのはその産科補償制度のものだけで、手取りというか、それは40万8,000円になったということでおろしいんですよね。増えたということで。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君）　そうですね、今、森川議員さんがおっしゃるように、この両方を足して42万円にしましおうねというのが厚生労働省の諮問機関であります社会保障審議会というところの医療部会の中で、議論の整理ということで、少子化対策の一環ということで掛金と出産育児一時金両方足して42万円というのが掛金が下がったからといって下がるのではなくて、42万円はそのまま堅持していくましおうねということになつたので、一時金のはうが4,000円増えたという形になっています。

○議長（松野唱平君）　7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君）　だから個人の受取額42万円すっぽりもらえるのか、それとも掛金の分はないのか、それ

とも掛金ごとくれるのかという、その42万円だけれどもここは40万8,000円に変化しているじゃないですか。だからそれが足されているのかというところがちょっと分からんんですよ。

それと、直接支払制度を利用すると、と言われましたけれども、このことは広く知られていて皆さん利用しているのかどうか、推奨した方がいいか、もし知られていなかつたら推奨してくださいということを言うつもりなんで。確認、最初の分の。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君）　最初のお話なんですけれども、この40万8,000円というか42万円なんですけれども、この42万円はご本人さんに、最終的には形的にはご本人さんに支払われるような形というか、ご本人さんの出産のお金に係るものですね。

例えば、この42万円と決められている根拠が、全国の公立病院で分娩にかかる経費、1件当たり大体44万3,000円が平均でかかっていますよという中で、健康保険法の中で被保険者がその一部を負担をするということで42万円に決まってまして、医療機関がその産まれる方ですね、お母さんやその家族と契約をして、本当であればご本人さんがその産科医さんに42万なんぼ払うんですけれども、そこを払ってもちろん構わないんです。払うのか、それとも直接医療機関、その産科医さんが国保連合会のほうに請求をして、そのお母さんにかかった42万円をお母さんからもらうのではなくて、国保連合会のほうからもらうのかというふうな形に、出産で入院するときに一番最初に医療機関のほうからそのご家族にお話があるんですね。

通常、ほとんどの方が直接支払制度というのをやっているといいますか、そっちのほうでお願いしますという形で取られている方のほうが多くて、お金がある方は42万円、産まれて42万円以上、産まれたときにお金がかかれれば病院に払って、その42万円は町からそのご本人さんに42万円はお支払いをします。ただ、いきなり42万円と言われてもそのお金がないよという方は、病院が国保連合会のほうに請求をして、国保連合会のほうからその病院に42万円が支払われるという形になっています。

その国保連合会には、今度は町のほうに請求が来て、町が国保連合会のほうに42万円を支払うということで、ご本人さんには負担がない形ですけれども、42万円は最終的にはその出産にかかるお金ですから、ご本人さんが払っていれば当然ご本人さんにその42万円は町から支払うという形になります。

この制度が大体どれくらいどうなのかというお話なんですけれども、ほとんどの方がこの直接支払制度というものを使われているということで、町のほうでも個々に関してだけなんですけれども、例年2件とか3件程度この出産育児一時金の請求があるわけなんですけれども、全て国保連のほうに支払っている形になっていますので、少なくとも国保を使われている方に関しては、この直接支払制度を活用して町が国保連にお金を支払って、国保連がその産まれるお母さんやその家族のお金を肩代わりをして、病院に、産科医さんのほうにお支払いをしているというような状況になっています。

以上です。

○7番（森川剛典君）　42万円給付されると、その中の数字が変化するということで理解いたしました。

○議長（松野唱平君）　ほかに質問はござりますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第4、議案第3号 財産の無償貸付につき議決を求めるについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 旧4小学校が閉校してから今日までにかかっている、改修などにかかった費用はどれくらいでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

○財政課長（江澤卓哉君） 閉校後の旧4小学校につきまして、修繕料及び工事請負費として平成29年度から令和2年度までの4年間で補修費用に要しました支出額は、4校合計で3,080万5,000円となります。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 無償貸付の理由ということで、財政上のメリット、歳入と歳出1点ずつ挙げているんですけども、まず歳入のほうで法人町民税、個人住民税による税収の見込み約年間250万円とあるんですけども、まずこの250万円の内訳を教えていただきたいのが1点。それから、歳出のほうで施設維持管理費で年間130万円削減しますということになっていますけれども、この130万円の計算の基礎というのですか、例えば建物全体床面積が980平米ありますけれども、掛ける幾らとかどういう出し方をしているのか、その2点お聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） まず、この250万円の見込みなんですかけれども、これは法人町民税、個人住民税それぞれ法人そのものに対する会社、それと20人分の見込みということで、大体年収200万円に対しての個人住民税が約200万円程度、それと法人町民税が約20万円ちょっとということで、正確に言うと250万円を若干欠けますけれども、それに近いような形での積算をしてございます。

それと130万円、これについては通常の維持管理経費、ちょっと細かな内容については、これは財政課のほうで把握をしていますけれども、電気、ガス、今までの携帯、貸し出す前の金額をここに計上している数字で削減額として掲げたところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 削減のほうは分かりました。ただ、今説明のあった個人住民税、これは20名というお話をありましたけれども、今これ、雇用創出の20名とは違うんですよね。今現状いる人の住民税ということで考えてよろしいんでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 9月9日の全員協議会の説明の中で令和6年度までに20名は雇用する予定だということ、新規に採用される方の税収見込み、新たに生まれる見込みの金額をここに計上させていただいております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。3回目になりますけれども、だから令和6年までの見込みということになるとこれ、年間約となっているので単年という、計算のあがれがちょっとあれだと思うんだけれども、今話があつたような計算で出しているということは分かりました。ありがとうございます。

○議長（松野唱平君） ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○12番（和田和夫君） 議案第3号 財産の無償貸付につき議決を求ることについて反対をしたいと思います。

1つは、契約は議会に事前に示すことはできないことです。契約を行う場合はきちんと公開をしていくことが原則です。

2つ目は、改修費などにお金がかかるのに5年間無償貸付にすることです。雨漏りなどの修繕にお金がかか

ることは承知の上で貸しているわけですから、それなりの修理代金は負担してもらうべきだと考え、議案第3号 財産の無償貸付につき議決を求めるについては反対をしたいと思います。

○議長（松野唱平君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、林 義博君。

○2番（林 義博君） それでは、賛成討論を述べさせていただきます。

まず、旧小学校跡地活用については、全国的にまた千葉県内市町村では企業誘致や活用方法など、なかなか思うように進展がない中、平野町長においては迅速に対応し平成29年から令和2年の4年間、1校目の旧東小学校には株式会社クラフティ、2校目の旧西小学校には株式会社マイナビ地域創生、3校目の旧長南小学校にはリングロー株式会社、4校目の旧豊栄小学校には株式会社マーキュリーの進出と、続けざまに優良企業を迎えることができました。また、本年には旧長南幼稚園跡地にも株式会社ユニオン産業とNPO法人竹もりの里も誘致いたしました。町長の決断力、真正面からの取り組み、懸案事項、検討事項に対していち早く迅速に対応し、その行動力、自ら動くトップセールスをなしえてきたことに対しまして敬意を表したいと思います。また、改めまして町長の在任2期目にして全ての小学校廃校、旧長南幼稚園に優良企業を誘致された点に関し深く感謝を申し上げたいと思います。

さて、進出企業のリングロー株式会社につきましては、パソコン中古ＩＴ機器に目を向けた業界ではトップクラスに位置し、健全な経営体質及び会社運営、何よりも長南集学校として平成31年2月からの3年間地域貢献に大きく寄与してきました。また、今後さらに雇用創出、地域経済の波及等地域の活性化などに加え、地域住民や特に高齢者の方々にも目に見えない大きな期待が持たれている点が掲げられます。したがって、この案に賛成するものでございます。

よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

反対でよろしいですか。

8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 議案第3号の無償貸与について反対します。

本年の広報ちようなん11月号において、町長は施設への無償貸与については、今後、企業の経営状況を見た中で有償とすることも考えていきたいと思っています、と書かれています。無償ですから来てください、とお願いして、そう言っておきながら再契約のときにお宅は儲かっているみたいだからこれからは家賃をくれませんか、と言うのでしょうか。これを言われた企業はどう思うでしょうか。また、同じ広報に廃校となった4か所と旧幼稚園の全てに優良企業が進出してくれました、とも書かれています。優良企業であるならば、当初から家賃の交渉をすべきではなかったのでしょうか。

今回の貸与は組立工場という利益重視の使用目的だと聞いています。恐らく、それ相当の利益が出ることでしょう。有償貸与の交渉をすべきではなかったのでしょうか。無償でなければこんな田舎に来てくれる企業はないと何度も聞かされてきましたが、その確実な根拠はあったのか疑問ですし、その言葉をうのみにしてきてしまった自分に対しても反省しています。

私は、リングロー株式会社や長南集学校に問題があるとは言っていません。考えていません。逆に長南集学

校は素晴らしい地域貢献をしてくださっていると思っています。問題は無償貸与にこだわる町の姿勢です。以上により、この議案に反対するものであります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 賛成討論の二人目として、今の意見を聞いて賛成討論をしてまいります。

財産価値のあるものですから、有償貸付も当たり前のことでよいと思いますが、そこも話題になっておりましたが、廃校利用の場合、近年売手市場ではないかと思っています。こういう状況の中で、無償か有料か、そういうものを判断する町長も、優良企業でもしそういう余裕があればというような判断をするという考え方だと思いますので、経済状況が動く中でこういう判断もあっていいかなと思います。

実際この西側校舎については、以前外国人専門学校の件が消滅して以来3年間ほど案件は上がらなかつたと思います。その間、耐用年数がやはり、維持費がかかっていました。幸い、この3年間空き家だったものが利用していただけると、そういう企業が現れた、しかもその企業は町民の皆さんとの評価も高い長南集学校を運営されている企業。そこをパソコン再生工場として使っていただける、雇用も発生するということです。

私の賛成理由の基本も費用対効果を考えておりますが、メリット部分、最初の発案者も言われましたが、ICT、その関連教室、パソコン修理、住民のコミュニティー、無料貸出しもしているんですね。そしてイベントの開催、コロナのお手伝いと非常に貢献してくれています。そして、費用対効果というより町の活性化にもつながっていると思います。例えば、先日の総務経済常任委員会でも確認しましたが、現在長南集学校さんにはまた貸しではなくて利用者としての貸出しで長南ドライブインをはじめとする6つの事業者や団体が利用されています。新しい利用者ではウェザーニュースさんのように広報にも掲載されています。

町の活性化につながることを行っている企業の申出は、信頼できる相手として私は受けるべきだと思います。そして、校舎部分だけを貸して運動場、体育館は町民使用という合理的な使い方は今後も維持して旧長南小学校自体を共有化して活性化していくと、そういう考え方の下に町民と町と企業が双赢・双赢になる関係のコラボをさらに進めていくべきだと思います。

以上のことから、私はこの議案には賛成をいたしたいと思います。以上です。

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号 財産の無償貸付につき議決を求ることについてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立多数です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君）　日程第5、議案第4号　令和3年度長南町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君）　2点質問があるんですけれども、最初に、総務費の地域振興費の中の空き家バンク登録促進事業補助金ということで120万円追加になっているんですけれども、今、登録している空き家は幾らあって、交渉が成立したのは何件あるでしょうか。2つ目、同じ総務管理費の諸費についてです。この300万円の負担金補助金及び交付金について、宅地復旧支援金事業補助金とありますが、これについてもう少し説明をお願いします。

以上です。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君）　それでは、まず1点目の空き家バンク登録補助金、和田議員からの120万円の関係についてお答えさせていただきたいと思います。

現在、町のホームページの空き家として登録されているケースについては、現在は2件、3日前までは3件だったんですけども1件また登録が成立いたしまして、空き家バンクに掲載されている物件は現時点では2件となっております。

今までの成功事例なんですけれども、約40件弱というふうに記憶しております。また、これは売手と買手双方がいないと成り立ちません。空き家バンク、長南町に対して購入したいあるいは借りたいという方は現在44名の方が登録をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君）　よろしいですか。

[「はい、いいです」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君）　諸費について説明されていません。

○議長（松野唱平君）　財政課長、江澤卓哉君。

○財政課長（江澤卓哉君）　2点目の、諸費におきます宅地復旧支援事業補助金の300万円の内容についてでございますが、こちらにつきましては、令和元年10月25日の大雨によりまして旧豊栄小学校をはじめといたします周辺地域におきまして、町道を経て宅地に大量の雨水が流入したことによりまして居宅裏側の擁壁が倒壊する被害を受けました被災者に対しまして、町といたしましても隣接する排水路を適切に確保するために、宅地の復旧工事に要する費用の一部を補助するためにこの補助金のほうを今回予算計上させていただいたものでございます。

以上です。

[「はい、了解」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）ほかに質問ございますか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君）前回の補正のときも1問ずつやっていったんですが、2点あるんですが1点ずつでよろしいですかね。

それでは、8ページの18節、今言われた宅地復旧支援事業の補助金について伺います。

令和元年度の災害復旧では、宅地という家屋の下部の下が河川の護岸ごと崩落した家があります。その後ようやく河川水路部分の護岸の災害復旧はできたんですが、一緒に土砂が崩落したわけですが、護岸はできたんですよ、でも護岸のその上の部分は元に復旧してないで欠落しているんですね。同じような他の2件については工事の際に復旧できたのにと、この方はなかなか納得いかなかったようですが、民地部分なので関係課と協議していただいて納得していただいたようです。

この災害復旧の関係では、宅地への山とか崖から崩落土というものについては時限的な条例で救済がされました。しかし、今回のケースは家の宅地の下が流出してしまったということでこの条例が適用されなかつたようですが、同じ日の災害で救済される方とされない方がいるというのは住民感情論では納得いかないものがあると思いますので、災害の救済という観点から町の見解をお聞きしたいと思います。

ただ、詳細については関係課が努力されていることは十分知っていますし、お話を伺っています。まだ終わっていない令和元年の豪雨災害の救済として、宅地に関わる部分の救済をどのように考えるか、今話されたそういうお宅もあるわけですから、宅地復旧支援事業補助金の対象として検討していただけるか、これはトップとして町長にお聞きいたします。

○議長（松野唱平君）ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）元年度の自然災害、甚大な被害があったわけでありまして、特にその裏山の崩落に対しての土砂撤去費用については町としても大変危惧をいたしまして、独自の補助制度をつくって救済したところでございます。あくまでも令和元年度の災害に対しての復旧補助ということになりますけれども、今、森川議員のお話のあった河川の護岸ごと崩落した家屋のその部分については救済措置がないんじゃないかなというお話をしたけれども、私、現場を見ていなくて分からんんですけども、基本的には崩落した部分の、河川であれば崩落した部分の災害復旧、それと合わせて崩落した部分の家屋の落地の崩落した部分の改修はセットかなというふうには思っていましたけれども、今の話を聞くとそうではないというところとそういうふうに措置してくれたところと両方あるという話でした。

私の考えとしては、今言ったように一つの原因によって崩落した部分については一括補修をしていくべきかなというふうに思っていますので、この補助制度もいろんなケースを想定してつくっているんですけども、こういった具体的なことについては相談してくれるとなおよかったですかなというふうには今思っています。ですので、基本的には山の崩落も、河川の崩落も同じような取扱いをすべきだと私自身は思っていますし、今後こういうようなことであれば、そのような考え方で進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 工事が終わったらそうなっていたと、住民の方もどこまで直るとか、やはりそういう話までが素人なので分かっていなかつたという点がありますので、そういう中でせっかく宅地復旧支援事業補助金、こちらのほうは排水路だと、こっちは河川だと、どこに違いがあるのかなんてことも住民感情では分からないので、その辺の救済の検討を十分お願ひいたしまして、次の質問に入ります。

10ページをお願いします。保健体育費です。

こちら、14節にボイラー交換工事費用ということで539万円かかるということで、私のほうも教育民生常任委員ですので、見に行ったときに現場に立会いさせていただきました。給食費の無料という政策は非常によいと思うんですが、今、小・中合わせて350人を下回る人数で、以前の40年前に建てた給食施設の規模のものを炉修してそれを改修していくと、コスト的には大きな赤字につながっていくと考えます。そういうコスト的に厳しい運営の中で539万円かかる。

ボイラーの名前は、これは余分ですかわいくてパンダとサチコさん、2つあるそうですが、2006年4月のもので2基あると。今回はパンダというほうの1基を買い替えするというんですが、こういうコスト、給食費に上乗せというか給食費以外でコスト計算をしたことがあるのか。また、350食前後の給食施設はどの程度の規模でよいか検討したことがあるのか、これについて質問をいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君） まず給食費でございますが、無償化になる前は目安的なんですが小学生では月4,500円、それから中学生5,100円。最後年度末で1食幾らという単価がございますので、清算をしておりました。給食費の算出につきましては、原材料のみの負担ということで、保護者には食材費ということで給食費をお願いしております。その他、経費につきましては設置者負担ということで町で負担をさせていただいたところでございます。

コスト計算をしたことがあるかということでございますが、実はコスト計算をしなければ、お願いとしては2基お願いできればいいかなというふうに思っております。このボイラーにつきましては、先ほどお話があつたように2006年に2基入れさせていただきました。1基が経年劣化により蒸気、またお湯が本体より出てしまつて修理が不可能だということで今回交換をお願いするものでございます。あともう1基については現在稼働しているところでございます。これにつきましては、使えるだけ使わせていただくということで精いっぱい使わせていただければと思っております。

なお、350食前後の給食施設として規模の検討はということでございましたが、現在、教職員も含めて423人の提供をさせていただいております。給食施設につきましては、建設当時1,000人以上のものと、それから現状を考えますと半分程度でございますが、児童、生徒数が減ったとしてもある程度の面積は確保しなければならないということでございまして、これにつきましては検討したかしてないかということでございますので、検討はしてございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） コスト計算、細かい数字ですと非常に面倒くさいんですけれども、私なりにざざざつとやってみました。例えば、ボイラー539万円ですけれども、先ほど言った423人とかあると1万2,000円とかそのくらいの数字になると。給食費でいうと3か月分いかないんですが、その現場のときに聞いたときは給湯器、今度壊れたら2,000万円ですよと、その前はお釜も交換しましたし、食器洗い機、記憶の中では2,000万円ぐらいだったかな、5年契約とか。こういうものを合わせると、材料費を引いて給食費ということでは3年分ぐらいになっちゃうのかなと。そうすると給食費って意外とよそでも1食1,000円ぐらいじゃないかと、そういう経費を入れると、言われていますけれども、コストを考えたとき、今後いろいろ機械を購入していくと思うんですが、その購入する規模の目安というか、どういう選び方……何か考えていることがあればお聞きしたいんですけども。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君） 機器の購入をするときにどういう考え方で購入しているかという問い合わせます。

給食提供数を考慮しながら、それに見合った機器を考えております。先ほどお話にありましたご飯を炊く釜でございますが、これ1回に7キロ炊けます。ただ、ご飯をおいしく炊くには大体9分目くらいで炊くのがおいしく炊けるというお話を伺っております。また、混ぜご飯にすると8掛けだというふうに伺っています。そのように、その機器の能力を考えながら現状の提供数に見合ったものということで考えて更新を考えています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 今答弁がありました。せっかく給食費が無償化になって町民も喜んでいますね。温かい給食をこれからも提供していただいと。その際にはぜひ配食数、そういうものを考慮する機器の購入に努めていただきたいと思います。要望いたしまして、質問を終了いたします。

○議長（松野唱平君） ほかに質問はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第6、議案第5号 工事請負契約の締結についてから日程第7、議案第6号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第6号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 議案第5号及び議案第6号について提案理由を申し上げます。

初めに、議案第5号 工事請負契約の締結についてでございますが、本案は役場庁舎建設工事に係る工事請負契約の締結について、地方自治法第96号第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第6号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、本補正予算は新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯の0歳から高校3年生の年代まで一人当たり5万円を年内に支給開始する国の方針に基づき、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するための経費で、歳入歳出それぞれに3,933万5,000円を追加し、予算の総額を53億4,742万2,000円にしようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第5号及び議案第6号の内容の説明を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

[財政課長 江澤卓哉君登壇]

○財政課長（江澤卓哉君） それでは、議案第5号 工事請負契約の締結についての内容の説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

本契約につきましては、ただいま町長の提案理由にもございましたが、地方自治法第96号第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。町条例では、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約が該当するものでございます。

契約の内容でございますが、まず1の工事名といたしましては長南町役場庁舎建設工事でございます。本年9月の第3回定期例会において一般会計補正予算（第4号）により、庁舎建設費用として継続費を設定の上予算計上させていただいたものでございます。

2の契約の方法ですが、制限付き一般競争入札により落札者と契約するものでございます。入札参加者の資格要件は11月2日に開催された長南町建設工事等指名業者選定審査会において意見聴取を行った上で町長が決定し、千葉電子調達システムにより11月5日に入札実施の公告を行いました。資格要件の内容は、2者による

特定建設工事共同企業体の結成、本店、支店等の所在地、経営事項審査の評伝、施工実績が主な内容となっております。入札参加者の資格確認を事前に行った上で11月30日から12月2日までを電子入札による入札期間として設け、12月3日に開札を行いました。入札参加者は4共同企業体であり、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低金額をもって入札した者を落札者として決定いたしました。

3の契約金額は10億6,784万7,000円でございます。

4の契約の相手方でございますが、大成・笹原特定建設工事共同企業体となります。共同企業体の代表者は、千葉県千葉市中央区新町1000番地、大成建設株式会社千葉支店執行役員支店長山浦真幸でございます。共同企業体の構成員は千葉県市原市ちはら台西二丁目8番2、株式会社笹原工務店代表取締役笹原孝志でございます。大成・笹原特定建設工事共同企業体とは、12月8日付で仮契約を締結しており、この議会の議決をいただいた後、本契約とさせていただくものでございます。工期につきましては、本契約日の翌日から令和5年1月30日までを予定しております。また、カラー刷りの庁舎完成イメージ図を2枚ほど配付させていただきましたので、参考にご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第5号 工事請負契約の締結についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第6号）の内容の説明を申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。

議案第6号 令和3年度長南町一般会計補正予算について。

令和3年度長南町一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提出する。

令和3年12月13日提出。長南町長、平野貞夫。

別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

令和3年度長南町一般会計補正予算（第6号）でございます。

令和3年度長南町の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,933万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億4,742万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますが、本補正予算につきましては町長の提案理由にもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国が子育て世帯への生活を支援する取り組みの一つとして支給する子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するための経費を追加するものでございます。

それでは、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金で子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金3,850万円及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金83万5,000円の追加をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費において、給付金事務費として計83万5,000円の追加をお願いするものです。内訳といしまして、3節職員手当等で給付金支給事務に係る時

間外勤務手当15万円を追加し、10節需用費でファイルなどの消耗品費12万円及び封筒の印刷に係る印刷製本費1万4,000円を追加し、11節役務費で交付決定通知などの書類発送費用として郵便料6万3,000円及び給付金振込に要する口座振込手数料10万3,000円を追加し、12節委託料で給付金支給のためのシステム改修委託料38万5,000円を追加するものでございます。特定財源につきましては、歳入で申し上げた国庫支出金、子育て世帯への臨時特別給付金、事務費補助金83万5,000円を充てさせていただくものです。

18節負担金補助及び交付金では、0歳から高校3年生の世代で対象となることが見込まれる770名に対して、一人当たり5万円を子育て世帯への臨時特別給付金として給付するための費用3,850万円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、歳入で申し上げた国庫支出金、子育て世帯への臨時特別給付金、事業費補助金、3,850万円を充てさせていただくものです。

また、9ページから11ページには人件費における時間外勤務手当の補正に係る給与費明細書が記載されていますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第6号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第6号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 以上で、一括議題とした議案第5号から議案第6号までの内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後3時15分からを予定しております。

（午後 3時02分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時15分）

○議長（松野唱平君） 日程第6、これから議案第5号 工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 契約の相手方についてです。大成は分かります。もう一つの笹原工務店についてです。これは県内で同じような仕事をしているのか、何件ぐらい、同じような工事をしていたらどこがあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

○財政課長（江澤卓哉君） 笹原工務店につきましては、入札参加の際に実績要件を求めておりますので、その際に出していただきました工事実績等からいたしますと、市原市にある企業でございますので市原市内の公共建築物の増築ですか改修工事のほうを実施していることを確認しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 何件くらい工事に関わっているのですか。市原市で工事をしているということなんで

すけれども。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

○財政課長（江澤卓哉君）　件数につきましては、実績が確認できるものを出していただくということでお願いをしておりますので、申し訳ございませんが件数が何件というところにつきましては、詳細についてはちょっと把握していないというところでございます。

以上です。

[「はい、分かりました」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　ほかに質問はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君）　起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

日程第7、これから、議案第6号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君）　今回5万円を支給されるわけですけれども、1つは所得の制限をされてこれを受けることができない子供たちは何人いるのか。それから、残りの5万円の支給についてどうするのか、考えを伺います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君）　それでは、和田議員さんの1点目でございますが、これは国の方針に基づいて年収が960万円未満の世帯ということになっております。町で児童手当を給付していない方につきましては、現在25人の子供たちがおります。高校生につきましては、この所得要件からこれから把握してまいりますので、今はまだそこは把握しておりません。

そして、残りの5万円についてはどうするのかということですけれども、これも国の方針に基づきまして現在臨時国会で補正案が審議されているところでございます。その動向を受けて町は対応してまいります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 和田議員よろしいでしょうか。

[「2つ目」と言う人あり]

○福祉課長（仁茂田宏子君） ちょっと聞こえなかったでしょうか。

残りの5万円をどうするのかということでよろしいですね。これは国の方針に基づいて実施していくわけですけれども、この5万円は今臨時国会で審議されているところですので、その国会の方針が決まった後、国の動向を見て対応してまいります。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） この10万円から外される所得制限があつて外される方がいるわけですが、1つはそういう方も含めて全てと一緒にこのお金は支給すべきじゃないのかということと、2つ目は2回目の支給について、今いろいろと議論があるところなんですけれども、やはり1回目と同じように国に提言をしていくべきだと思いますがどうでしょうか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 国での所得制限がかけられているわけですけれども、そこから外れてしまう方の救済、今回の子育て世帯への臨時特別給付金事業では、その救済という部分は特に国でも示しておりませんので、今は国の方針に基づいて事務を進めていくところでございます。

そして、国への提言をということですけれども、残りの5万円については和田議員さんもニュース等でいろいろな情報を聞かれていることかと思います。国でも現金給付がいいとか、クーポンがどうなのかとか、いろいろ意見が出ているところでございますが、国の結果に基づいて町は対応してまいりますので国の動向を現在は見ているというようなところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 所得によって除外される方に町として独自に給付していく考えは、町長どうでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今回の補正予算の事業につきましては、これは国の事業を各自治体が代行すると、そういったような趣旨です。したがって、国の方針に基づいた支給で行きたいと。じゃ、その漏れた分は町独自で補つてはどうかと、そういうご質問ですけれども、今のところそういうことは考えておりません。

以上です。

[「分かりました」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） この議案の配付時期について、1つ意見を言わせていただきます。

各常任委員会に追加議案があるということは分かっておりましたが、属していない委員会の議員は今日配られて何分見る時間があるのかなと。この正直15分間が一生懸命見る時間かなと思ってしまいます。

せめて、議案というのは議会が始まってから提案するというものを、今は事前に配付してくださると、そういう自治体も増えて、そういうのを実施してくれています。それを当日と言うのはちょっと厳しいのかなと私は思いますので、ぜひ議運のほうも議会のほうもせめて1日ぐらい取れるように、例えば金曜日に配付していただくとか、そういう方法を取っていただきたいという要望をいたしまして終わります。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本定例会の会議録調整にあたり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって会議を閉じます。

令和3年第4回長南町議会定例会を閉会します。

(午後 3時26分)